

福井県中小企業団体青年中央会 会 則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、時代を担う青年をもって組織する組合青年部の組織活動の育成を図り、中小企業の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、「福井県中小企業団体青年中央会」と称する。
ただし、通称として「ふくい青年中央会」と称する。

(地 区)

第 3 条 本会の地区は、福井県の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会は、事務所を福井市大手3丁目7番1号 福井県中小企業団体中央会内に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第 5 条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合青年部の組織化推進
- (2) 組合青年部の活動促進のための交流並びに情報交換
- (3) 会員のためにする各種研究会及び講習会の開催
- (4) 会員相互の親睦及び福利厚生に関する事業
- (5) 中央会が実施する事業に対する協力
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 県内に事業場を有する組合の青年部とする。
- (2) 本会の会長経験者で、顧問の職にある者は、組合青年部及び組合への所

属の有無にかかわらず、個人会員とする。

(3) 福井県中小企業団体中央会会員組合の構成員は、個人会員になることができる。ただし、所属組合に青年部が設置されていない場合に限り、加入にあたっては所属組合理事長の了承を必要とする。

(4) 第1号及び前号以外の者は、准会員になることができる。准会員については、別途規約に定める。

2 前項第2号、第3号及び第4号の会員については、本会の事業に参加することができる。ただし、議決権を有さないものとする。

(入 会)

第 7 条 本会に加入を希望する青年部、個人会員及び准会員は、本会に加入申込書を提出し、役員会の承諾を得なければならない。

(脱 会)

第 8 条 本会より脱会を希望する青年部は、あらかじめ脱会を申し出て脱会することが出来る。ただし、その年度の会費は納入しなければならない。

第4章 青年中央会担当、役員、顧問及び相談役

(青年中央会担当)

第 9 条 会員青年部は、青年中央会事業活性化に資するため、青年中央会担当を3名登録し、内1名を青年中央会理事又は監事に選出する。

2 選出された理事又は監事が理事会に出席できない場合は、登録された他の青年中央会担当者が代理出席し議決権を行使する。

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	5名
理 事	27名以上32名以内（直前会長1名含む）		
監 事	2名		

2 青年中央会会長及び直前会長を輩出した青年部にあつては、会長に選出された者とは別に、理事又は監事1名を輩出することとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。

2 任期満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠で選挙された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 会長及び副会長がともに事故又は欠員のときはあらかじめ会長の定める順位により理事がその職務を代理し又は代行する。

4 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その監査結果を総会で報告しなければならない。

(役員の選任)

第13条 理事、監事は総会において選任し、会長および副会長は理事会において互選する。

2 青年中央会会員としての資格喪失及び辞任により、役員に欠員が生じた場合は、理事会にて協議の上、新たな役員を選任し補充するものとする。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。但し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第5章 総会、理事会および委員会

(総会)

第15条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも会長が招集する。

3 総会の議事は、委任状を含めた議決権を有する会員の半数以上が出席し、その過半数で決する。

4 代理人が代理することができる会員数は1人とする。

5 総会の議長は、出席者の互選によって定める。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、この会則で定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の選任
- (3) 事業報告の承認

(4) 事業計画の決定

(5) その他本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第17条 本会には理事会を置く。

2 理事会は会長が招集し、その議長となる。

3 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の議決事項)

第18条 この会則で別に定めるもののほか、次の事項は理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) その他本会の業務執行に関し重要な事項

(委員会)

第19条 本会は、事業の執行に関し理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織および運営に関する事項は規約で定める。

第6章 会計

(事業年度)

第20条 本会の会計年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(収入および支出)

第21条 本会の収入は次に掲げるものをもって構成し、経費は収入をもって支出する

- (1) 会費
- (2) 中央会青年部事業費

附 則

1. 本会則は、昭和51年6月10日より施行する。

2. 第1回改正 昭和62年6月 第2条 名称変更

改正後 福井県中小企業団体青年中央会

改正前 福井県中小企業団体青年部連絡協議会
第2回改正 昭和63年6月 第4条 事務所所在地変更
改正後 福井市大手3丁目7番1号
改正前 福井市大手3丁目13番1号
第3回改正 平成2年6月 第9条 役員数変更
改正後 会長1名、副会長3名、理事11名、監事3名
改正前 会長1名、副会長3名、理事9名、監事2名
第4回改正 平成4年6月 第9条 役員数変更
改正後 会長1名、副会長3名、理事13名、監事3名
改正前 会長1名、副会長3名、理事11名、監事3名
第5回改正 平成6年6月 第9条 役員数変更
改正後 会長1名、副会長3名、理事17名、監事3名
改正前 会長1名、副会長3名、理事13名、監事3名
第6回改正 平成8年6月 第9条 役員数変更
改正後 会長1名、副会長5名、理事16名、監事3名
改正前 会長1名、副会長3名、理事17名、監事3名
第7回改正 平成18年6月 第9条 役員数変更
改正後 会長1名、副会長5名、理事12名以上15名以内
監事2名
改正前 会長1名、副会長5名、理事16名、監事3名
第8回改正①平成19年6月 第2条 名称の変更
改正後 本会は、「福井県中小企業団体青年中央会」と称する。
ただし、通称として「ふくい青年中央会」と称する。
改正前 本会は、「福井県中小企業団体青年中央会」と称する。
②平成19年6月 第6条 会員の資格変更
改正後 (1) 県内に事業場を有する組合の青年部とする。
(2) 福井県中小企業団体中央会会員組合の構成員は、個人
会員となることができる。
(3) 第1号及び前号以外の者は、准会員となることができ
る。
2 前項第2号及び第3号の会員については、本会の事業
に参加することができる。ただし、議決権を有さないも
のとする。
改正前 (1) 県内に事業場を有する組合の青年部とする。
③平成19年6月 第7条 入会の変更
改正後 本会に加入を希望する青年部、個人会員及び准会員は、本
会に加入申込書を提出し、理事会の承諾を得なければなら
ない。

改正前 本会に加入を希望する青年部は、本会に加入申込書を提出
し、理事会の承諾を得なければならない。
④平成19年6月 第12条 役員の変更に
改正後 理事、監事は総会において選任し、会長および副会長は理
事会において互選する。
2 青年中央会会員としての資格喪失及び辞任により、役員
に欠員が生じた場合は、理事会にて協議の上、新たな役員
を選任し補充するものとする。
改正前 理事、監事は総会において選任し、会長および副会長は理
事会において互選する。
第9回改正①平成23年4月 第9条 青年中央会担当の設置 ※新設条文
改正後 会員青年部は、青年中央会事業活性化に資するため、青年
中央会担当を3名登録し、内1名を青年中央会理事又は監事
に選出する。
2 選出された理事又は監事が理事会に出席できない場合は、
登録された他の青年中央会担当者が代理出席する。
②平成23年4月 第10条 役員数変更
改正後 会長1名、副会長5名、理事27名以上32名以内、監事
2名
2 青年中央会会長を輩出した青年部にあつては、会長に選出
された者とは別に、理事又は監事1名を輩出することとする。
改正前 会長1名、副会長5名、理事12名以上15名以内、監事
2名
第10回改正 平成24年4月 第6条 会員の資格
改正後 (2) 本会の会長経験者で、顧問の職にある者は、組合青
年部及び組合への所属の有無にかかわらず、個人会員
とする。
(3) 福井県中小企業団体中央会会員組合の構成員は、個
人会員になることができる。ただし、所属組合に青年
部が設置されていない場合に限り、加入にあたっては
所属組合理事長の了承を必要とする。
(4) 第1号及び前号以外の者は、准会員になることがで
きる。准会員については、別途規約に定める。
2 前項第2号、第3号及び第4号の会員については、
本会の事業に参加することができる。ただし、議決権
を有さないものとする。
改正前 (2) 福井県中小企業団体中央会会員組合の構成員は、個
人会員になることができる。

(3) 第 1 号及び前号以外の者は、准会員になることができる。

2 前項第 2 号及び第 3 号の会員については、本会の事業に参加することができる。ただし、議決権を有さないものとする。

第 1 1 回改正 平成 2 4 年 4 月 第 1 0 条 役員規程変更

改正後 会長 1 名、副会長 5 名、理事 2 7 名以上 3 2 名以内（直前会長 1 名含む）、監事 2 名

2 青年中央会会長及び直前会長を輩出した青年部にあつては、会長に選出された者とは別に、理事又は監事 1 名を輩出することとする。

改正前 会長 1 名、副会長 5 名、理事 2 7 名以上 3 2 名以内、監事 2 名

2 青年中央会会長を輩出した青年部にあつては、会長に選出された者とは別に、理事又は監事 1 名を輩出することとする。

第 1 2 回改正 令和 2 年 4 月 第 9 条 青年中央会担当

改正後 会員青年部は、青年中央会事業活性化に資するため、青年中央会担当を 3 名登録し、内 1 名を青年中央会理事又は監事に選出する。

2 選出された理事又は監事が理事会に出席できない場合は、登録された他の青年中央会担当者が代理出席し議決権を行使する。

改正前 会員青年部は、青年中央会事業活性化に資するため、青年中央会担当を 3 名登録し、内 1 名を青年中央会理事又は監事に選出する。

2 選出された理事又は監事が理事会に出席できない場合は、登録された他の青年中央会担当者が代理出席する。

令和 2 年 4 月 第 1 5 条 総会

改正後 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも会長が招集する。

3 総会の議事は、委任状を含めた議決権を有する会員の半数以上が出席し、その過半数で決する。

4 代理人が代理することができる会員数は 1 人とする。

5 議長は、出席者の互選によって定める。

改正前 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時総会は必

要があるときは何時でも会長が招集する。

3 議長は、出席者の互選によって定める。

令和 2 年 4 月 第 1 7 条 理事会

改正後 本会には理事会を置く。

2 理事会は会長が招集し、その議長となる

3 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

改正前 本会には理事会を置く。

2 理事会は会長が招集し、その議長となる